介護保険 主治医意見書作成料請求書

																								ľ	+			月分 ——	
																			仴	険都	香香	号			17	720	023	}	
	被保険者番 号														番		所 号												
被	(フリカ・ナ)													事 名	業	所													
被保険者	B	- 名								- 1				請求	石		称	Ŧ				_							1
18	生:	年月日	-	. 明	年	2.	<u>大</u>	正 3. 月	昭	日別	Ė J			請求機関	所	在	地												_
																		電調	番	号			()			
作	成化	 太頼日					年		月		日	依頼	頁番-	号												保院	*]; [F
意見書作成日							年		月		日	意見記	書送(寸日					年		F]		F		保険者確認			シ 日 る 村 に
意見書作成料 種別															£	額								円					
	内訳						点数				Ţ													֧֧֧֓֞֝֟֝֓֓֓֓֓֓֓֓֟֟֝֓֓֓֓֟֟֝֓֓֓֓֓֓֓֓֞֟֝֓֓֓֓֡֝֞֡֓֡֡֝֡֡֡֝֡֡֡֝֡֡֡֡֡֝֡֡֡֡֝					
	診 断																											-	
診断		胸部单		X線	撮影	<u> </u>																							֡֟֝֟֞֓֞֟֞֓֓֓֓֓֓֓֓֓֓֓֞֟֜֓֓֓֓֓֓֓֓֞֟
-		血液一般検査																											Ì
検査費用																												1	
用																													
			合			計											点数	数合:	計×	10	9							円	
																Ţ	意見	書業	—— 斗									円]
															請	Ī	沙断	··検	查費	貴用								円	
															求額	ì	肖費	税										円	1
																î	今 :	計										円	
<u>.</u> ,		辛日書	H. aled				<u></u>			4 to 1 to 4 to 1																			

主治医意見書料は、在宅・施設別、新規・継続(更新・変更)申請別に以下の金額とする。

	在宅	施設
新規申請者	5, 000円	4, 000円
継続申請者	4, 000円	3, 000円

主治医がなく主訴もない者が要介護認定を行った場合、意見書を記載するのに必要な診察・検査について、 初診料及び医師の判断に応じて行った検査等(以下のものに限る)に対し、診療報酬単価に基づき積算した 額を請求することができる。

【医師の判断に基づき行う検査の範囲】

·胸部単純X線撮影 ·血液一般検査 ·血液化学検査 ·尿中一般物質定性·半定量検査